



今日の視点

589号

会社を元気にする助成金・給付金！

～2024年度の助成金について！～

(1) はじめに

国の雇用対策の実現をするために、助成金は大きな柱の一つです。政策の主眼主旨は若者、女性、高齢者、障がい者など働く意欲のあるすべての人々が能力を発揮し、安心して働き、安定した生活を送ることができる社会の実現です。この政策を達成するための手段の一つとしての雇用保険の助成金です。これは二つに大別できます。

「雇用関係助成金」→雇用の安定、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などが主な対象となっています。

「労働条件等関係助成金」→職場環境の改善、生産性向上に向けた取組み、労働者の再就職支援などが主な対象となっています。

経営の3要素とは何か？ 企業経営にとって、大切な要素は、「ヒト」「モノ」「カネ」（人材、設備・商品、資金）といわれています。

厚生労働省の提供する助成金は、これらの経営資源を充実させるものであり、そのほとんどは業種を問わず活用することができます。

しかしながら、「よく分からない」「手続きが面倒だ」等の理由により、多くの会社で助成金が活用されていません。

そのような人たち、会社のために、この「2024年度版 会社を元気にする助成金・給付金」を皆様方に進呈いたします。

電話番号、会社名、助成金の冊子希望と書いていただきFAX（052-652-0066）でお申込みをお待ちしています。

この冊子では、厚生労働省関連の助成金の中でも使い勝手の良いものを取り上げて紹介しています。その上、その助成金の右側に☆星印3つ付けて「使いやすさ」の表示をしています。

(2) 助成金の活用によるメリット

- ① 従業員の意欲、能力を向上させることにより、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保することができます。
- ② 職業生活と家庭生活の両立のための就労環境整備に対しての支援を受けることにより、雇用の安定を図ることができます。
- ③ 社員研修やスキルアップのための支援を受けることにより、従業員の能力向上を図ることができます。
- ④ 「こんなとき、何か申請できる助成金はないか？」「どういうときにあの助成金が使えるのか？」など日々業務の中で手軽に手に取るようコンパクトな冊子です。是非、ご活用ください。

(3) 助成金ってナニ？

国の施策実施のために支給だから、助成金は返済不要です。企業経営に大きなメリットです。自治体や国が推進したい取り組みの定番は、中小企業の経営力強化、労働者の待遇改善、労働生産性のアップ、男女差別の禁止といったものです。これらに合致した取り組みに助成金が出ます。

(4) 助成金の財源は？

助成金の財源は、会社が支払っている労働保険料の一部です。保険料を支払うだけでなく、助成金を有効活用しましょう。

(5) どんな会社がもらえるの？

- ① 労働保険の適用事業所であること。事前に適用事業所申請です。
- ② 労働保険料の滞納がないこと。原則、人件費などにより保険料が決まり、年3回払いです。1期7月10日、2期10月31日、3期1月31日期限です。
- ③ 就業規則、出勤簿、賃金台帳等の法律で作成が義務付けられている法定帳簿を備えていること。不正受給がない36協定の作成と届出（年1回）、雇用契約書などです。
- ④ 事前に計画の作成、提出等の手続きを行う。基本的な流れは、①計画書の提出→②審査→③国・自治体の認定→④計画の実施分遂行→⑤実績報告（請求）→⑥助成金等が御社の口座へ振り込まれるのが一般的な流れです。

(6) 助成金と補助金の違い

	管轄	対象	競争性	申請
助成金	厚労省	労働者の雇用 労働環境の改善等	原則なし 要件該当なら原則受給	事業主又は 社労士代行
補助金	経産省	新規事業の開始 国が求める促進事業等	原則あり 高評価から採択等	事業主等

(7) ‘24年度の取り組み政策

年収のカベの引上げ、賃金の引上げ、雇用の安定、雇用環境の改善、仕事と家庭の両立支援や従業員の能力向上などに活用しましょう。

正規登用、働きやすい環境整備のために社員の賃金アップと生産性向上を支援、シニアの活用や介護離職を防止、育児期の柔軟な働き方を支援、ワークライフバランス、人材育成の仕組み作りなどにも役立ちます。

(8) 助成金の情報収集方法

- 厚生労働省関連 ① 事業主の方のための雇用関係助成金
② 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
③ 都道府県労働局・ハローワーク
④ 補助金ポータルサイト

- 経済産業省関連 ① 中小企業庁
② 補助金ポータルサイト
など問い合わせを確認をお願い致します。

FAX申込 (052-652-0066)

2024年度版 「会社を元気にする助成金・給付金」是非お申込み下さい

上記の小冊子43ページの主な内容

- ※ 雇用環境の整備、職業生活と家庭生活の両立支援、労働者の職業能力の向上など7つのテーマに応じた助成金の支給対象、助成金名、使いやすさなどの一覧表となっています。
- ※ 助成金を上手に利用するためのチェックポイント
- ※ ケース別 助成金活用事例

税理士法人みらい経営グループ代表 石川光男

高齢・障害年金のご相談を受付けています。

社会保険労務士

産業カウンセラー 小菅 初子

当事務所までTELまたはFAXをお待ちしています。

7月の税務と労務

5月の決算法人の確定申告、消費税など納税	期限(7月31日)
11月の決算法人の中間申告、納税	期限(7月31日)
11月の決算法人の消費税の中間申告	期限(7月31日)
6月分源泉所得税納付	期限(7月10日)

税理士法人みらい経営 (発行元)

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川光男
税理士 秋江みほ

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

TEL052(651)6000 FAX052(652)0066

MAIL ishikawa@ishikawakk.or.jp HP <http://www.mirai-kg.com/>